

議案第29号

守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案

守口市事務分掌条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市事務分掌条例の一部を改正する条例

守口市事務分掌条例（昭和63年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第2条 略</p> <p>企画財政部から市民生活部まで 略</p> <p>健康福祉部</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>こども部から環境下水道部まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第2条 略</p> <p>企画財政部から市民生活部まで 略</p> <p>健康福祉部</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 介護保険に関すること。</u></p> <p>こども部から環境下水道部まで 略</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。